

2.2.2 対策促進のための施策

対策促進のためには、対策実施に誘導するような条例を制定したり、対策を広く周知するためのイベントや出前講座のような日常的な対応も重要である。

シンボリックなイベントで草の根の環を一気に広げるような試みには、NPOや住民団体との連携が有効であるが、一方、宅内雨水浸透マス等の各家庭の協力を必要とするような対策の促進には、対策を誘導する制度の導入や、地元業者や自治会等のネットワークを活用した継続的な働きかけが有効である。

また、学校機関への出前講座や、パンフレット・広報誌等による継続的な啓発活動も、長期的に対策が定着するための有効な取り組みである。

<解説>

(1) 雨水浸透に関する対策促進策の事例

海老川流域水循環系再生第二次行動計画では、雨水浸透への取り組みを重視し、図 2-21 や図 2-22 に示すような促進のための施策を検討しています。

なお、宅内雨水浸透マスの設置基準が十分周知されず、申請が却下されて住民から苦情が生じる事態や、業者を通して働きかけて設置したものの、居住者がメンテナンスの必要性や浸透マスの機能自体を認識していないケースがみられます。要件や機能・メンテナンス等の基本情報について、行政からの適切で分かり易い情報発信が重要です。

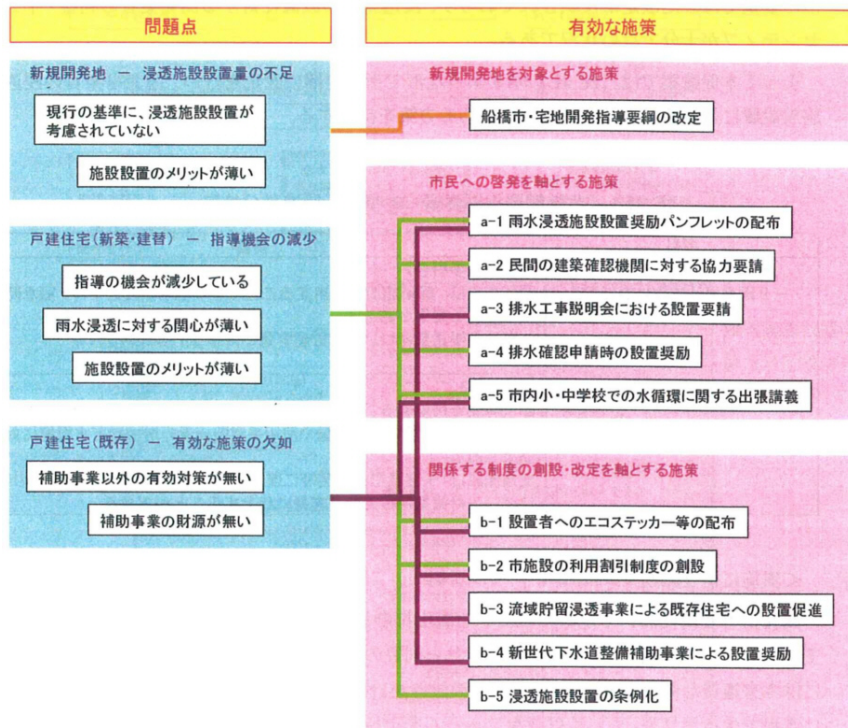


図 2-21 雨水浸透に関する促進施策例

(海老川流域水循環系再生第二次行動計画参考資料編より引用)

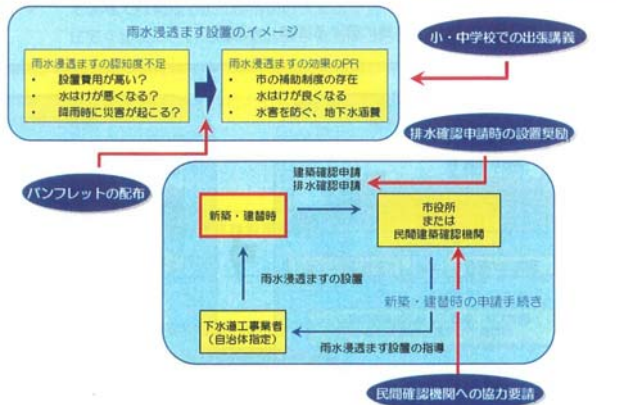
(1) 新規開発地を対象とした促進案

- 「船橋市宅地開発事業に関する要綱」の改定



(2) 戸建住宅（新築・建替）を対象とした促進案

- 雨水浸透施設設置奨励パンフレットの配布
- 民間確認機関に対する協力要請
- 排水確認申請時の設置奨励
- 小・中学校での出張講義



(3) 戸建住宅（既存）を対象とした促進案

- 雨水浸透施設設置奨励パンフレットの配布
- 排水工事説明会における設置要請
- 小・中学校での出張講義

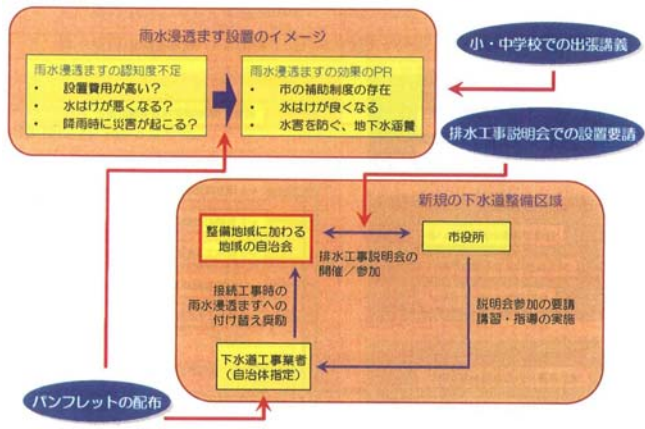


図 2-22 雨水浸透に関する促進施策例

(海老川流域水循環系再生第二次行動計画参考資料編より引用)